

平成 28 年 4 月 1 日から

# 障害者差別解消法

が施行されます



## お問い合わせ



福祉労働部 障害者福祉課 企画管理係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

TEL : 092-643-3262 FAX : 092-643-3304

E-mail : shogai@pref.fukuoka.lg.jp



## 障害者差別解消法とは

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)は、障害のある人への差別をなくすことで障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指して制定されました。法施行により、平成28年4月から民間事業者及び行政機関には差別を解消するため以下の二つのことが義務付けられます。

### 本法のポイント

- (1) 障害を理由として障害者<sup>※1</sup>でない人と不当に差別的取扱いをすることによって、障害者の権利利益を侵害してはなりません。
- (2) 社会的障壁<sup>※2</sup>を取り除くことを必要とする障害者に対し、事業者は、その方の性別、年齢や障害の状態に応じて、必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)を誠実にを行い、その社会的障壁の除去に努めなければなりません。

※1 障害者……身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある人で、障害や社会的障壁の相互作用によって、暮らしにくく、生きにくい状態が続いている人をいいます。

※2 社会的障壁……障害がある人にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となる、社会における次のようなものを指します。

- ① 事物(通行、利用しにくい施設、設備など)
- ② 制度(利用しにくい制度など)
- ③ 慣行(障害のある方を意識していない慣習、文化など)
- ④ 観念(障害のある方への偏見など) などがあげられます。

#### 社会的障壁の具体的例

街なかの段差……3センチ程度の段差で車椅子は進めなくなります。  
書 類……難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます。  
ホームページ……すべて画像だと読み上げソフトが機能しません。

	(1) 差別的取扱い	(2) 合理的配慮
民間事業者 (個人事業者、NPO等の 非営利事業者を含みます。)	 不当な差別的取扱いが 禁止されます。	 <sup>※3</sup> 障害者に対し、合理的 配慮を行うよう努めな ければなりません。
国の行政機関・ 地方公共団体等	 不当な差別的取扱いが 禁止されます。	 障害者に対し、合理的 配慮を行わなければな りません。

※3 雇用の分野では「障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)」第36条の2、第36条の3により、事業主による採用時及び雇用後の「障害者への合理的配慮」は法的義務となります。



## 不当な差別的取扱い・合理的配慮の具体例

障害者への合理的配慮は、それぞれの場面、状況に応じ、相手の希望をよく聞いて、性別、年齢、障害の状態などを考慮し、柔軟に対応することが大切です。

☆ 事業分野(20分野)ごとに国の各省庁から「対応指針」が提示され、内閣府のホームページに掲載されていますので、事業者の皆さんはそれに沿った取組みをお願いします。  
(内閣府HP <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioshishin.html>)

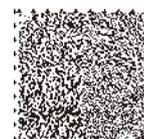
☆ 福岡県も、職員向けの対応要領を策定しましたので、あわせて、参考にしてください。  
(福岡県HP <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/taiouyourouseitei.html>)

### ▼ 以下に、いくつか例を示します。▼

- × 不当な差別的取扱いの例 (してはいけないこと)
- 社会的障壁除去への合理的配慮の例 (積極的に取り組むこと)

### 皆さんに気をつけてほしいこと

- × 窓口対応を拒否する、順番を後回しにする、書面や資料を渡さない。
- × 説明会などへの出席を拒む、付き添い者の同伴など過剰に条件を求める。
- 段差がある場合に補助する。(車椅子のキャスター上げ、携帯スロープなど)
- 高いところにある資料は取って渡す、資料を手で押さえて見やすいように補助する。
- 障害者用駐車スペース(まごころ駐車場)を施設の近くに設ける。また、健常者が占有することのないよう注意を促す。
- 順番を待たせているときは、状況に応じ、周囲の理解も得た上で手続き順を変更する。
- 会場の座席など、その人の障害の特性に応じた位置取りにする。  
(手話通訳者の対面の席など)
- 疲労や緊張などに配慮し、別室や休憩スペースを設ける。
- 読み上げ、筆談、手話などを用いる。説明のわかりやすさを追求する。
- 案内の際は、歩く速度を障害者に合わせる。
- 書類の記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述にする。
- ホームページなど外部情報の発信の際、動画に字幕(文字情報)、テキストデータを付ける。
- 障害の特性を理解した上で、状況に合った適切な接遇・介助を行えるよう教育・研修を行う。



## 交通（鉄道・バス・タクシー・飛行機）

- × 身体障害者補助犬の同伴を理由に、乗車を拒否する。
- × 障害があることのみをもって、乗車を拒否する。
- 券売機の利用が難しい場合、操作を手伝ったり、窓口で対応したりする。
- 車椅子等の大きな荷物のトランクへの収納の手助けを行う。
- 障害者の求めに応じて、化粧室に行く際に、移動を手伝う。

## 病院・福祉施設など

- × 本人を無視して、介助・支援者や付添いの者のみに話しかける。
- × 仮利用期間を設けたり、他の利用者の同意を求めるなど、他の利用者と異なる手順を課す。
- 施設内放送を文字化したり、電光表示板で表示したりする。
- 車椅子の利用者が利用しやすいようカウンターの高さを配慮する。
- 障害者も使いやすいよう配慮したナースコールを設置する。
- 休憩時間の調整など、障害の状況に応じて、ルール、慣行を柔軟に変更する。

## 銀行など

- 自筆が困難な方からの要望を受けて、本人の意思確認を適切に実施した上で、代筆対応する。
- 「筆談対応いたします」などのプレートや、主な手続きを絵文字等で示したコミュニケーション・ボードを用意する。
- ATM 操作が困難な方に声かけを行い、適切な対応をとる。
- 取引、相談等の手段を、非対面の手段を含めて複数用意する。

## 小売店など

- 困っていると思われるときは、まずは声をかけ、手伝いが必要か確かめてから対応する。
- 注文や問合せ等に際し、インターネット画面への入力によるものだけでなく電話等でも対応できるようにする。
- 精算時に金額を示す際は、金額がわかるようにレジスター又は電卓の表示板を見やすいように向ける、紙等を書く、絵カードを活用する等して示すようにする。
- お金を渡す際に、紙幣と貨幣に分け、種類毎に直接手に渡す。
- 商品宅配時において具体的要望があった際に、品物を家の中の指定されたところまで運ぶ。

## 飲食店など

- × 身体障害者補助犬の同伴を拒否する。
- × 保護者、介助者の同伴を条件とする。
- エレベーターがない施設で上下階に移動する際は、マンパワーでサポートする。
- ホワイトボードを活用する、盲ろう者の手のひらに書く（手書き文字）など、コミュニケーションにおいて工夫する。
- メニューを分かりやすく説明したり、写真を活用する。

